

一般社団法人日本拳法競技連盟 倫理・懲戒規程

(目的)

一般社団法人日本拳法競技連盟（以下、本連盟と称す）は、澤山宗海先生を始祖とする日本拳法の普及に励み、日本拳法を修練した者が良き社会人となるべく、社会に寄与し一助となることを目的としている。

本連盟は日本拳法の本質に反する行為、人道、法令に反する行為を許さない。

本連盟は日本拳法の修練者のなした不心得について以下の条項に従い処分する。

(本連盟及び本連盟所属の各団体（以下、団体）の発展を害する行為)

第1条 本連盟及び団体の維持、発展の妨害行為の禁止

本連盟の会員（以下、会員と称す）は、本連盟及び団体の団体性を維持し発展に努めるものとし、正当な理由なく団体性の維持、発展を妨げてはならない。

第2条 日本拳法の名誉棄損行為の禁止

日本拳法の名誉を棄損する行為をしてはならない。

第3条 団体の規範を害する行為の禁止

本連盟及び団体が制定する規範を遵守しなければならない。

第4条 他の競技団体の名誉を害する行為の禁止

他の競技団体を誹謗してはならない。

(試合の進行を妨害する行為の禁止)

第5条 審判員の指示遵守

試合において、審判員の指示に従わなければならない。

第6条 審判員に対する誹謗禁止

試合において、審判員を誹謗してはならない。

第7条 試合の進行妨害の禁止

試合会場にあって、故なく試合の進行を妨害してはならない。

第8条 試合当事者への侮蔑的発言の禁止

試合中において試合当事者の人格を誹謗する発言をしてはならない。

(練習)

第9条 指導者の指導

指導者は練習生に対して適切な指導をしなくてはならない。

第10条 暴力的練習の禁止

練習は心身の鍛練のためにある。練習を名目に暴力的行為をしてはならない。

第11条 練習相手方の力量

練習においては練習相手方の力量を囚らなくてはならない。相手方練習生の力量を知りながらその力量を超える練習をしてはならない。

(不当な上下関係の強要禁止)

第12条 人格の尊重

すべての人に対して人格、人権を尊重し、平等であるとの認識で接しなければならない。如何なる差別も許されない。不適當な上下関係の強要(黙示の強要も含む)も許されない。

(その他)

第13条 段位詐称禁止

段位を詐称してはならない。

第14条 規律と暴行・威圧・いじめ禁止

何人に対しても暴行、暴言、威圧を加えあるいはいじめてはならない。

第15条 わいせつな行為禁止

練習中であるか否かを問わず、何人に対しても、わいせつな行為をなしてはならない。

第16条 反社会的勢力との接触禁止

反社会的勢力と接触し、あるいは交友するなど関係をもってはならない。

第17条 本連盟が定める諸規則遵守

本連盟が定める諸規則を遵守しなければならない。

なお、本条は会員が本連盟諸規則について建設的意見を表明することを禁ずるものではない。

第18条 機密事項

会員は本連盟代表者が機密と指定した事項を他に漏えいしてはならない。

第19条 累積違反行為

本倫理懲戒規程により処分を受けた会員が、処分以後に本規程に反する行為

をなしたときは、重複処分も可である。

(処分の種類)

第20条 処分は以下の通りとする。

- (1) 除名
- (2) 退会勧告
- (3) 会員資格停止
- (4) 役職の降格
- (5) 戒告
- (6) 注意

(倫理懲戒委員会)

第21条 (1)代表理事は、疑われる事案について本連盟で処分が必要と認める場合には倫理懲戒委員会を設置する。

(2) 倫理懲戒委員会の委員は本連盟の役員又は学識経験者で構成し、若干名とする。

(3) 倫理懲戒委員会は、会長から当該事案の調査の指示を受け、審議の上、処分案を会長に答申するものとする。

(4) 処分の対象となった者に対しては、弁明の機会を与えなければならない。

(処分)

第22条 代表理事は、倫理懲戒委員会の答申を受け、必要と認める場合には懲戒処分を行うものとする。ただし、次の処分を行おうとするときは、懲戒処分に先立ち理事会の議決を経なければならない。

- (1) 役員に対する処分
- (2) 1年を超える会員資格停止処分又は除名処分

(不服申立て)

第23条 本連盟がスポーツ仲裁自動応諾条項の採択を行った後において、本連盟の処分に対する不服申立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して行うことができる。

2. 本連盟は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項を採択しております。

(復権)

第24条 処分確定後一定期間を経た場合に、処分を受けた者に十分な改悛の情がみられるときは、倫理懲戒委員会は、処分の取消し又は軽減（以下、「復権」という）を、会長に提案することができる。

復権は、理事会の承認をもって決定とする。

(業務の改善の求め)

第25条 代表理事は、加盟団体に対して、必要と認める場合は、業務の改善を求めることができる。

(附則)

第26条 本規程の改廃は理事会において行う。

第27条 この規程は、本連盟が社団法人の認定を受けて登記をした日から施行する。

- ・ 令和3年3月14日 一部改訂